

産山村新規就農者受入れ事業

自治体情報

人 □ 1,702人

標準財政規模 1,123,162千円

担当課 熊本県 産山村 経済建設課

電話 0967-25-2213

ホームページ <http://www.ubuyama-v.jp/>

事業期間 平成20年度から

参考とした施策 鹿児島県志布志農業公社の研修農場

関係施策分類

施策の概要

1 取り組みに至る背景

少子・高齢化の中、特に山村地域である本村は、人口減少が著しい。人口減少は地域社会の活力の低下、集落機能の低下、地域固有の文化の喪失、耕作放棄地増による自然災害発生危険度の増大など地域にもたらす影響は計り知れないものがある。

2 事業内容（目的・目標・方策）

新規就農者受入れ事業により、定住促進、農業振興を図り活力ある村づくりを目指す。

その方策としては、農業で生計を立てたいと意欲ある希望者に「就農研修施設」で約1年間農業研修（ほうれん草栽培）を実践していただき、その後村があっせんする農地や住宅に入居・定住していただく。就農研修期間中の農地、施設、農業機械の利用、宿泊施設等の使用は全て無料だが、必要資材（種子、肥料等）及び宿泊施設での水光熱費等は実費負担となる。就農研修施設で栽培した作物を販売して生活費等に充てる独立採算性方式での研修となる。

目標は、毎年2組の就農研修者が無事に研修を終え、村に就農（定住）し、村の農業振興、地域の活性化に寄与していただくことである。

3 施策の開始前に想定した事業効果

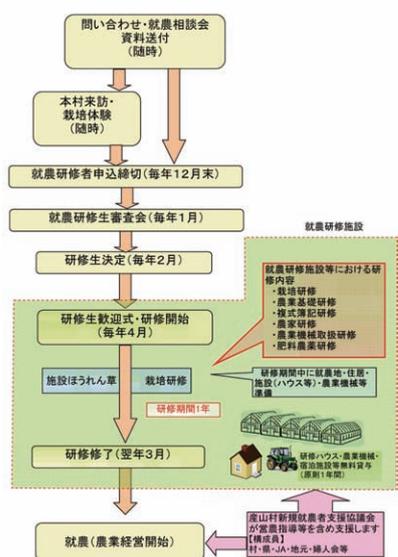
毎年2組の就農研修施設での卒業生が就農することにより、毎年4人以上の定住促進につながる。また就農者が地域で農業を営むことにより、その地域の活力の向上や既存農家の刺激になり更なる農業振興が期待できる。

4 導入にあたり工夫・苦労した点、課題、対処法など

新規就農者受入れにあたり、受入れ推進協議会を立上げ、募集要項・要件、栽培技術指導、地域活動への参加支援、就農後の営農指導・生活面等のフォローを行い、就農希望者が失敗することなくスムーズに就農できる体制を整備した。

ただ、募集要件の中にある程度の資金（500万円以上）を用意でき

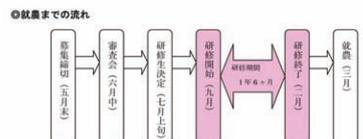
就農者募集から研修・就農の流れ



- 研修内容等
 - ・栽培研修…ほうれん草の作付けから収穫・出荷まで実践研修します。(一般農家と同じく独立採算方式での栽培研修となります。)
 - ・農業基礎研修…農業機械の取扱い、肥料・農業の知識等の研修
 - ・農業研修…実際の農家での研修 (短期間)

- 研修にかかる費用等
 - ・研修施設での研修費用はいりません。(但し、種子、肥料、農業等の資材代は全額負担いただきます。)
 - ・住宅も研修期間中は無料貸与です。(但し水光熱費等は負担いただきます。)
 - ・生活費は栽培作物を生産販売し、生活費に充てていただくこととなります。

- 選考方法等
 - ・一時選考 (書類審査)、二次選考 (面接) を経て7月上旬までに決定。



- 就農までの流れ
- 提出書類
 - ・産山村就農研修施設利用申込書
 - ・現在の預金残高が確認できるもの (金融機関が発行する残高証明書)
 - (提出書類については、選考から外れた人につきましては返却いたしません)

<提出先・問い合わせ先>
 産山村新規就農者受入れ推進協議会
 事務局：熊本県産山村役場経済建設課農林係
 〒860-2703
 熊本県新藤原産山村大字山鹿488-3
 TEL 0967-25-2213 (直通電話)
 FAX 0967-25-2864
 Eメール: bigota12@ubuyama-v.jp

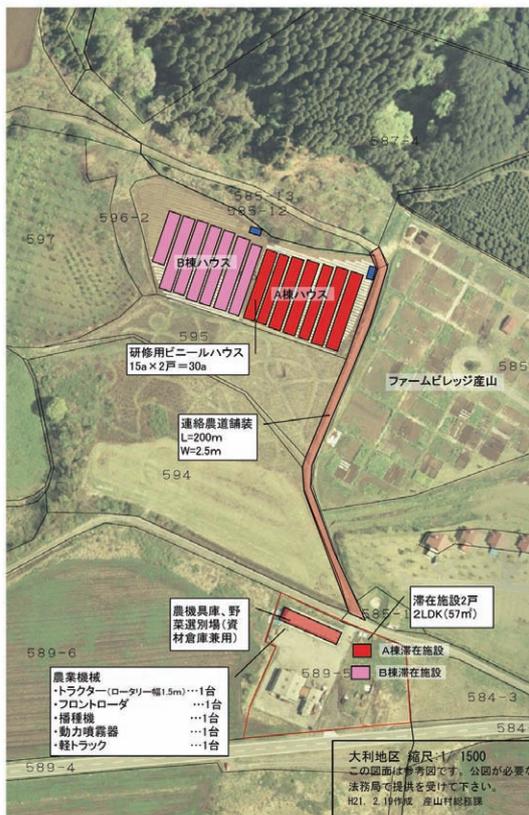
る項目を設定しているが、この要件に該当する人が少なく現在この項目につき検討中である。

5 現在の成果・実績、今後の展開など

現在第1期生を募集(H21.5.31まで)し3組の応募があった。受入推進協議会の審査の結果、1組(2名)の研修施設の受入を決定した。審査に当たっては希望者の農業への取り組み意欲、夫婦揃っての就農予定等を慎重に審査した。

今後は受入推進協議会が栽培技術指導、地域活動への参加支援、就農後の営農指導・生活面等のフォローを行い、就農研修者がスムーズに就農し、地域に定着する予定である。このことが、これから就農しようとする人の模範となり多くの就農希望者が本村に就農定住することになると期待するところである。

「産山村就農研修施設」配置図



産山村での就農希望者募集中!

冷涼な気候を利用した高冷地野菜栽培(施設野菜)で生計を立て、自然の中で生活しませんか!

本村において農業で生計をたてたいと強い意志のある方を新規就農者として受け入れ、村の「就農研修施設」で栽培研修(原則1年間)等を実践し農業技術を取得した後に村内に就農していただきます。

農業は自然が相手です。ひとたび自然災害にあえば収穫がゼロになることもあります。農業は憧れだけではできません。強い意志と努力が必要です。そういう方には「産山村新規就農者受入れ推進協議会(産山村、熊本県、JA阿蘇等で組織)」が農業技術研修、農地あっせん、施設・機械リース、住宅あっせん、地域活動など全てに関して相談等のフォローを行い独立して経営できるような支援をおこないます。

就農に当たっては、原則としてホウレン草の栽培を科目として指定いたします。(他の科目でも研修経験等があれば可能です。)ホウレン草は播種から収穫まで1ヶ月程度ですので資金回転率が良いからです。生活が軌道に乗ってから希望作物への転換をお勧めいたします。ただし、希望する人なら誰でも研修できるわけではありません。熱意、年齢、資金、家族の理解などについて審査を経た上で推進協議会が決定いたします。真剣な気持ちで就農をお考えの方をお待ちしています。



H21.2ほうれん草栽培状況

以下、就農希望者の募集要項を記載いたします。

◎募集期間

平成21年3月～5月31日

◎募集対象者(応募要件)

- (1) 原則夫婦(農作業従事者2名以上で可)で男性が概ね50歳以下の者
- (2) 就農に対する強い意欲と情熱のある者
- (3) 本村に定住しようとする者
- (4) 普通自動車免許取得者
- (5) 家族単位での定住及び親族の理解を得ていること
- (6) JAの組合員になること
- (7) 地域活動(消防団、集落道の維持管理など)に積極的に参加する意思のある者
- (8) ある程度の資金(預金等原則500万円以上)を用意できること
- (9) 心身共に健康な方

◎募集人員

2世帯

◎研修期間

平成21年9月～平成23年2月(1年6ヶ月)

※通常研修期間は1年ですが、今年度就農研修施設建設中で完成が平成21年8月を予定していますので研修期間が1年6ヶ月と長くなります。

予算関連データ 産山村

総額 ①～⑤の計		財源内訳(財源区分:①～⑤)				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
52,000千円		52,000千円	0千円	0千円	0千円	0千円
①～④の名称・所管等	名称	①農山漁村活性化プロジェクト支援交付金②地域活性化、生活対策臨時交付金				
	所管	①農林水産省農村振興局整備部農村整備官農山漁村地域活性化支援室②内閣府地域活性化推進担当室				
	金額	① 26,000千円 ② 26,000千円				
	補助率	① 1/2 ② 10/10				